



社 援 発 1 0 2 0 第 1 号
平 成 2 8 年 1 0 月 2 0 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

臨時福祉給付金（経済対策分）の実施について

標記について、別紙「臨時福祉給付金（経済対策分）支給要領」により、臨時福祉給付金（経済対策分）の支給を行うこととしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

臨時福祉給付金（経済対策分）支給要領

第1 支給対象者

臨時福祉給付金（経済対策分）（以下「給付金」という。）は、「平成28年度臨時福祉給付金の実施について」（平成28年4月1日付け社援発0401第7号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「平成28年度臨時福祉給付金支給要領」（以下「平成28年度臨時福祉給付金支給要領」という。）の第1の1に定める平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者（平成28年度臨時福祉給付金支給要領の第1の2（生活保護制度の被保護者等の取扱い）及び3（外国人の取扱い）に定める平成28年度臨時福祉給付金を支給しない者を除き、平成28年度臨時福祉給付金支給要領の第1の4（施設等に入所する児童等の取扱い）、5（配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者及びその同伴者の取扱い）及び6（虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者の取扱い）の適用を受ける者を含む。）に支給する。

第2 支給額

支給額は、支給対象者1人につき1万5千円とする。

第3 支給方法等

- 1 申請及び支給の方法は、平成28年度臨時福祉給付金支給要領の第3の規定を準用する。この場合において、平成28年度臨時福祉給付金支給要領の第3の1の（1）中「基準日」とあるのは「平成28年1月1日」と、（2）の左欄の③中「第1の4の（1）から（6）まで」とあるのは「平成28年度臨時福祉給付金支給要領の第1の4の（1）から（6）まで」と、④中「第1の5に掲げる（1）」とあるのは「平成28年度臨時福祉給付金支給要領の第1の5に掲げる（1）」と読み替えるものとする。
- 2 申請受付開始日及び申請期限
 - （1）市町村は、給付金の支給について、可能な限り年度内から開始するものとする。具体的な申請受付開始日は、平成28年度臨時福祉給付金支給事業等の実施状況等を勘案のうえ、市町村において決定する。
 - （2）申請期限は、当該市町村における申請受付開始日から3か月とすることを基本とする。ただし、市町村の規模等によってこの期限で対応し難い場合には、申請受付開始日から3か月以上6か月以内を申請期限とすることができる。

「臨時福祉給付金（経済対策分）支給要領」（比較表）

下線は平成 28 年度臨時福祉給付金支給要領からの変更部分

平成 28 年度	経済対策分
<u>平成28年度</u>臨時福祉給付金支給要領 第1 支給対象者 1 <u>平成28年度臨時福祉給付金</u>（以下「給付金」という。）は、<u>平成28年1月1日（以下「基準日」という。）において、次の要件に該当する者に支給する。</u> (1) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。） (2) 平成28年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。） 2 1の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、給付金を支給しない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。） (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下この(2)において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）	臨時福祉給付金 <u>（経済対策分）</u> 支給要領 第1 支給対象者 <u>臨時福祉給付金（経済対策分）（以下「給付金」という。）は、「平成28年度臨時福祉給付金の実施について」（平成28年4月1日付け社援発0401第7号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「平成28年度臨時福祉給付金支給要領」（以下「平成28年度臨時福祉給付金支給要領」という。）の第1の1に定める平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者（平成28年度臨時福祉給付金支給要領の第1の2（生活保護制度の被保護者等の取扱い）及び3（外国人の取扱い）に定める平成28年度臨時福祉給付金を支給しない者を除き、4（施設等に入所する児童等の取扱い）、5（配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者及びその同伴者の取扱い）及び6（虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者の取扱い）の適用を受ける者を含む。）に支給する。</u>

平成 28 年度	経済対策分
(3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この(3)において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。） (4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この(4)において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。） 3 1の規定にかかわらず、給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、給付金を支給しない。 4 基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成10年1月3日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成8年1月3日以降に生まれた者。）をいう。以下同じ。）については、1の(2)の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保護者をいう。以下同じ。）の扶養親族等には該当しないものとみなす。 ただし、基準日において、以下の(3)、(4)又は(6)に該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下この4において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この4において「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。 (1) 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあ	

平成 28 年度	経済対策分
っては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されているものに限る。) (2) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。) (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。) (4) 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。) (5) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)	

平成 28 年度	経済対策分
(6) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。） 5 基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にして いる者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその 同伴者であって、基準日において居住している市町村（以下「居住市町村」とい う。）にその住民票を移していないものについては、次に掲げる(1)の要件を満た し、かつ、(2)から(4)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を居 住市町村に申し出た場合には、1の(2)の要件の適用に当たっては、その配偶者 の扶養親族等には該当しないものとみなす。 ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者 が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合 には、これに基づき給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者 からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課され ている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理 由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみな す。 (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国 民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員 保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128 号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合 法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこ と。 (2) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（配偶者からの暴力 を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止 命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3 項又は第4項の規定による接近禁止命令。）が出されていること。 (3) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地 方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発 行した証明書を含む。）が発行されていること。 (4) 基準日の翌日以後に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理 要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支	

平成 28 年度	経済対策分				
援措置の対象となっていること。 6 基準日において、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する者については、1の(2)の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。 (1) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。） (2) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者であって基準日において65歳以上の者（昭和26年1月2日以前に生まれた者。）をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）					
第2 支給額 支給額は、支給対象者1人につき <u>3千円</u>とする。	第2 支給額 支給額は、支給対象者1人につき <u>1万5千円</u>とする。				
第3 支給方法等 1 申請及び支給の方法 (1) 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基準日において、当該申請者を住民基本台帳に記録している市町村に対して支給の申請を行う。 (2) (1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村に対して支給の申請を行う。	第3 支給方法等 1 <u>申請及び支給の方法は、平成28年度臨時福祉給付金支給要領の第3の規定を準用する。この場合において、平成28年度臨時福祉給付金支給要領の第3の1の(1)中「基準日」とあるのは「平成28年1月1日」と、(2)の左欄の③中「第1の4の(1)から(6)まで」とあるのは「平成28年度臨時福祉給付金支給要領の第1の4の(1)から(6)まで」と、④中「第1の5に掲げる(1)」とあるのは「平成28年度臨時福祉給付金支給要領の第1の5に掲げる(1)」と読み替えるものとする。</u>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th><th>市 町 村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年</td><td>左欄に掲げる者から転出届を受けた市町村</td></tr> </tbody> </table>	申 請 者	市 町 村	① 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年	左欄に掲げる者から転出届を受けた市町村	
申 請 者	市 町 村				
① 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年	左欄に掲げる者から転出届を受けた市町村				

平成 28 年度		経済対策分
月日（同法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。以下この項の右欄において同じ。）をした者であって、転入をした年月日（同法第22条第 1 項に規定する転入をした年月日をいう。）が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。）をしたもの		
② 基準日以前に住民基本台帳法第 8 条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、①に掲げる者以外のもの	左欄に掲げる者を基準日の翌日以後初めて住民基本台帳に記録した市町村	
③ 基準日以後に第 1 の 4 の(1) から(6) までのいずれかに該当する児童等	左欄に掲げる者が入所等している施設等の所在地の市町村	
④ 配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において、申出を行う日の居住市町村にその住民票を移しておらず、第 1 の 5 に掲げる(1)の要件を満たし、かつ、(2)から(4)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を居住市町村に申し出たもの	左欄に掲げる者の居住市町村	
(3) (1)に規定する者及び(2)の表の①から④までに掲げる者から、支給の申請を受けた市町村は、審査の上支給を決定し、当該者に対して給付金を支給する。 (4) (1)及び(2)の申請は、郵送により、又は窓口において行い、給付金を支給する市町村は、当該申請者が指定した口座への振込又は窓口における現金の交付により、給付金を支給する。なお、窓口における現金の交付による支給は、原則として、口座への振込による支給が困難である場合に限り行う。 (5) 支給に当たっては、郵送による申請又は窓口における申請のいずれの場合においても、公的身分証明書等により、十分な本人確認を行った上で、支給を決定する。		

平成 28 年度	経済対策分
2 申請受付開始日及び申請期限 (1) 市町村は、給付金の支給について、可能な限り<u>平成28年10月</u>から速やかに開始するものと<u>し、そのために、平成28年8月ないしは9月から申請受付を開始するものとする。</u>具体的な申請受付開始日は、市町村において決定する。 (2) 申請期限は、当該市町村における申請受付開始日から3か月とすることを基本とする。ただし、市町村の規模等によってこの期限で対応し難い場合には、申請受付開始日から3か月以上6か月以内を申請期限とすることができる。	2 申請受付開始日及び申請期限 (1) 市町村は、給付金の支給について、可能な限り<u>年度内</u>から開始するものとする。具体的な申請受付開始日は、<u>平成28年度臨時福祉給付金支給事業等の実施状況等を勘案のうえ</u>、市町村において決定する。 (2) (同左)